

令和2年5月18日

鹿屋体育大学構成員（学生・教職員）各位

危機管理委員会委員長  
(学 長)

新型コロナウイルス感染症対策について【第4報】

鹿児島県を含む39県の緊急事態宣言の解除及び5月14日付けの鹿児島県からの通知を受け、本学においては、引き続き3つの密を避け、感染経路を遮断するとともに、以下の対応をとることとします。

1. 授業は、遠隔授業又は対面授業にて行う。対面授業を行う場合は3つの密を十分に避ける。
2. 全構成員の体調管理を継続する（鹿屋体育大学が目指す新型コロナウイルス感染症対策の基本体制（4月16日：教授会資料）を参照） ことに加え、引き続き県外からの訪問者との接触の有無について確認するものとする。
3. 部活動については、3つの密を避けるとともに、十分な感染拡大防止策を講じて実施する。なお、発熱等の病状が見られるときは、参加させないものとする。（令和2年4月3日危機管理委員会委員長通知「課外活動団体において新型コロナウイルスに感染した恐れのある者がいる場合の対応について」参照）。
4. 屋内外のトレーニング場については、顧問教員又は副顧問教員の立ち合いの下、十分な感染拡大防止策を講じて使用できるものとする。なお、使用にあたっては、3密にならないよう利用人数の制限を行うとともに、部屋の換気、清掃、使った器具等の除菌を行う。
5. 学外者を対象としたイベント（公開講座、NIFS スポーツクラブ等）は3つの密を避けるとともに、十分な感染拡大防止策を講じて実施する。なお、参加者の十分な体調管理を行い、発熱等の病状が見られるときは、参加させないものとする。

特別な理由がない限り、県外への移動、県外からの人の受け入れを禁止とする。  
また、県外からの帰鹿者については、原則2週間の自宅待機又は参加させないものとする。